

平成30年12月13日

川崎市議会議長 松原成文様

中原区

公益社団法人川崎市医師会

医療ツーリズムの健全な発展と地域医療の確保を求める意見書を
国に提出すること等に関する請願

請願の要旨

1 貴市議会において地方自治法第99条に基づき国に対し、次の内容について
意見書を提出していただきたく、請願いたします。

(1) 病床規制に係る医療法の一部改正等について

地域医療に影響する病床の開設が無秩序に申請・許可されることのない
ようにするため、病床規制に係る医療法の一部改正なども含め、必要な措
置を講じること。

(2) 医療ツーリズムのルール作りについて

我が国における医療ツーリズムが、地域医療や保険診療を脅かすことな
く、健全に発展できるようにするため、国が責任をもって医療ツーリズム
について総合的な観点から国民的コンセンサスを形成し、ガイドライン(必
要な場合、法令等の整備も含む)などのルールを構築すること。

2 市に対する要望

(1) 県と連携して国に対する働きかけを行うこと。

当事者である市は県と連携して、国に対して上記1に記載した事項につ
いて、提言、要請等を行うこと。

(2) 医療ツーリズムの現状把握及び検討を行うこと。

市は県と連携して、医療ツーリズムに関して現状の把握を行うとともに、

必要な検討を進めること。このため、市民や医療関係団体及び学識者等を構成員とする検討組織を設置すること。

(3) 医療ツーリズム病床開設許可に当たって慎重に対応すること。

一定のルールが確立するまで、特に医療ツーリズムを目的とした病床の開設許可については、最大限の慎重な対応をすること。

請 願 の 理 由

私たち医療関係者は、医療法の下で地域医療構想を策定し、将来の病床数の必要量を見据えつつ、地域医療構想調整会議において真摯な議論を重ね、病床機能の自主的なしゅうれんを目指しています。

また、医療ツーリズムについては、我が国が直面する少子高齢化や人口減少社会の中で、持続的な発展を維持するために議論が必要な課題であると認識していますが、これまで我が国においては国民皆保険制度の下、医療ツーリズムについての秩序立ったルールは、ほとんどないままでした。このため、医療ツーリズムが本格的に展開されていくと、様々な課題に直面することが想定されております。

今般、病床過剰地域である川崎南部二次保健医療圏において、外国人向けに自由診療の医療ツーリズム病院の開設が計画されておりますが、地域の医療資源、特に医療従事者の確保が著しく困難になる中で地域医療に大きな混乱を生じることが危惧されるとともに、医療ツーリズム専用病床の開設が野放図に進むと、川崎市民を始め県民医療に大きな影響が生じることが危惧されております。

医療法第7条においては、都道府県知事（指定都市の市長）は病院の開設申請があった時には、営利を目的とする場合を除き、許可を与えなければならないこととなっています。病床過剰地域では、都道府県知事が民間医療機関に対して申請の中止や申請病床数の削減を勧告できますが（公的医療機関等に対しては許可を与えないことができる）、勧告に従わなかったとしても、保険医療機関の指定が行われただけとなってしまいます。

また、自由診療の新規病床は病床過剰地域にあっても既存病床数に算入され、病床非過剰地域においては、その算入により、本来、地域住民のために追加的

に整備すべき病床数が減じることとなり、住民が公的医療保険で入院できる病床の確保を制限することとなります。

今後、地域医療や保険診療と調和する形で、我が国の医療ツーリズムがより健全に発展する上でも、地域への影響が大きく、無秩序な病床の開設については、知事が開設許可を与えないことができるようにしていただきたいと考えます。

また、医療ツーリズムは、国レベルで、2010年（平成22年）前後に議論があり、これを契機に、医療滞在ビザや外国人患者受入れ医療機関認証制度（JMIP）、メディカルエクセレンスジャパン（MEJ）などの仕組みや組織が設けられています。その後、医療機関の自主的な受入れが進んできていますが、その実態については、ようやく国の調査が始まったところで、未だ十分に明らかになっていません。

さらに、国の取組は、全くの縦割りで、医療法に基づく医療計画制度などとの整合性について、十分な検討や議論は行われてきませんでした。

近年、インバウンドで日本商品の爆買いのような状況がある中で、2010年（平成22年）頃とは大きく状況が変化しており、改めて、医療ツーリズムについての実態把握と地域医療や保険医療を脅かすことのないルール作りが必要となっています。

紹介議員

山 崎 直 史

山 田 晴 彦

山 田 益 男